

農村地域防災減災事業実施要領

平成25年2月26日付け 24農振第2118号

最終改正 平成31年3月29日付け 30農振第4015号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事

} 殿

農林水産省農村振興局長

第1 趣旨

農村地域防災減災事業の実施に関しては、農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第2 定義

- 1 本事業において、「中山間地域」とは、次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村をいう。
 - ア 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域
 - イ 山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
 - ウ 離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
 - エ 半島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
 - オ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3項に規定する離島
 - カ 特定農山村地域における農林業の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された特定農山村地域
 - キ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条に基づき指定された特別豪雪地帯
- 2 本事業において、「災害防除対策推進地域等」とは、以下のいずれかの要件を満たす地域をいう。
 - ア 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条に基づき指定された地震防災対策強化地域
 - イ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条に基づき指定された南海トラフ地震防災対策推進地域
 - ウ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第3条に基づき指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域
 - エ 首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第3条に基づき指定された

首都直下地震緊急対策区域

- オ 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和33年法律第72号）第3条に基づき指定された台風常襲地帯
 - カ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条に基づき指定された地域
 - キ 中山間地域
 - ク 過去に大規模地震が発生したことのある地域又は今後大規模地震が発生するおそれの高い地域
 - ケ その他上記地域の指定要件と同等の地域であって、農村振興局長が必要と認める地域
- 3 本事業において、「二次災害が予想される地区」とは、豪雨、地震、社会的要因等により当該地区的農用地や農業用施設等が被害を受けた場合に、この被害を原因として、農用地、住宅、公共施設等に被害を及ぼすことが予想される地区をいう。

第3 事業内容等

1 調査計画事業

調査計画事業（要綱別表1のIの(1)の調査計画事業をいう。以下同じ。）の運用は、要領別紙1によるものとする。

2 整備事業

用排水施設等整備（要綱別表1のIIの(1)）及び災害管理施設等整備（要綱別表1のIIの(2)）の事業種類及び事業内容は、要領別表1のとおりとする。

(1) 防災ダム整備事業（要領別表1の1の(1)の防災ダム整備事業をいう。以下同じ。）の運用は、要領別紙2によるものとする。

(2) ため池整備事業（要領別表1の1の(2)のため池整備事業をいう。以下同じ。）の運用及び取扱いは、要領別紙3及び要領別紙3-2によるものとする。

(3) 用排水施設等整備事業（要領別表1の1の(3)の用排水施設等整備事業をいう。以下同じ。）の運用及び取扱いは、要領別紙4及び別紙4-2によるものとする。

(4) 農地保全整備事業（要領別表1の1の(4)の農地保全整備事業をいう。以下同じ。）の運用及び取扱いは、要領別紙5及び別紙5-2によるものとする。

(5) 地域防災機能増進事業（要領別表1の1の(5)の地域防災機能増進事業をいう。以下同じ。）の運用は、要領別紙6によるものとする。

(6) 農業用河川工作物等応急対策事業（要領別表1の1の(6)の農業用河川工作物等応急対策事業をいう。以下同じ。）の運用は、要領別紙7によるものとする。

(7) 特定農業用管水路等特別対策事業（要領別表1の1の(7)の特定農業用管水路等特別対策事業をいう。以下同じ。）の運用は、要領別紙8によるものとする。

(8) 水質保全対策事業（要領別表1の1の(8)の水質保全対策事業をいう。以下同じ。）の運用は、要領別紙9によるものとする。

(9) 公害防除特別土地改良事業（要領別表1の1の(9)の公害防除特別土地改良事業をいう。以下同じ。）の運用及び取扱いは、要領別紙10及び要領別紙10-2によるものとする。

(10) 地すべり対策事業（要領別表1の1の(10)の地すべり対策事業をいう。以下同

じ。) の運用は、要領別紙11によるものとする。

- (11) 農業用施設等災害管理対策事業（要領別表1の2の(1)の農業用施設等災害管理対策事業をいう。以下同じ。）の運用は、要領別紙12によるものとする。
- (12) 農村防災施設整備事業（要領別表1の2の(2)の農村防災施設整備事業をいう。以下同じ。）の運用及び取扱いは、要領別紙13及び要領別紙13-2によるものとする。
- (13) 農業水利施設危機管理対策事業（要領別表1の2の(3)の農業水利施設危機管理対策事業をいう。以下同じ。）の運用は、要領別紙16によるものとする。

3 体制整備事業

- (1) ため池緊急防災環境整備事業（要綱別表1のⅢの(1)のため池緊急防災環境整備事業をいう。以下同じ。）の運用及び取扱いは、要領別紙14及び要領別紙14-2によるものとする。
- (2) ため池群管理体制整備事業（要綱別表1のⅢの(2)のため池群管理体制整備事業をいう。以下同じ。）の運用は、要領別紙15によるものとする。

4 土地改良法第87条の4等に基づく事業

土地改良法第87条の4及び第96条の2（第96条の4において準用する第87条の4第1項、第2項及び第4項に関するものに限る。）に基づき実施する事業は、要領別紙3の第2の1の(1)の耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修及び要領別紙6の第2の2に掲げるものとする。

第4 事業実施主体

要綱第5の農村振興局長が別に定める事業実施主体は、要領別紙1から要領別紙16までに定めるとおりとする。

第5 農村地域防災減災総合計画等

- 1 都道府県知事は、要綱第6の1の農村地域防災減災総合計画を作成する場合は、関係市町村とともに、事業実施地区に係る土地改良区や農業協同組合等の関係機関団体と協議するものとする（要綱第6の1の農村振興局長が別に定めるものとは、要領別紙1の第2の1に掲げる事業をいう。）。
- 2 市町村長は、要綱第6の2の農村地域防災減災推進計画を作成する場合は、総合計画に即して、関係市町村とともに、事業実施地区に係る土地改良区や農業協同組合等の関係機関団体と協議するものとする（要綱第6の2の農村振興局長が別に定めるものとは、要領別紙1の第2の1に掲げる事業をいう。）。

第6 事業の実施要件

- 1 要綱第7の1の農村振興局長が別に定める要件は、要領別紙1から要領別紙16までに定めるとおりとする。
- 2 災害防除対策推進地域等において行う事業であって、要領別表1に掲げる事業を併せて行うもの（中山間地域にあっては、要領別表1に掲げるいずれかの事業を行うもの）については、要領別紙2から要領別紙13-2までに掲げる面積要件にかかわらず、次に掲

げる要件を満たすことをもって足りることとする（要領別表1の1の（4）、（9）及び（10）の事業にあっては、この限りでない。）。

- (1) 本事業の受益面積（要領別表1の1の（1）又は要領別表1の2の（1）にあっては防災受益面積）の合計がおおむね10ヘクタール以上であること。
- (2) 各々の施設又は施設が一体となってその効果を発揮する場合にあってはその一体の施設においてすべての効用がすべての費用を償うこと。

第7 事業の申請

- 1 要綱第6の1の農村地域防災減災総合計画は、別記様式第1号によるものとする。
- 2 要綱第6の2の農村地域防災減災推進計画は、別記様式第2号によるものとする。
- 3 要綱第8の1の農村振興局長が別に定める場合は、次に掲げるものとする。
 - (1) 予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であって、当該予備費又は補正予算を活用して事業を実施しようとする場合
 - (2) 災害又は突発事故が発生した場合であって、早急に事業を実施しようとする場合
 - (3) 地すべり対策事業（要領別紙11の第2の4の事業を除く。）を実施しようとする場合
- 4 前項の（1）の場合において、翌年度の採択を希望して事業採択申請書等を提出済みの地区については、要綱第8の事業採択申請書等を提出したものとみなす。また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は、前項の（1）の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
- 5 3の（2）又は（3）の場合においては、都道府県知事は、災害又は突発事故等が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
- 6 要綱第8の1の事業採択申請書は、別記様式第3号によるものとする。ただし、要領別表1の1の（10）の事業（要領別紙11の第2の4の事業を除く。）の事業採択申請書は、別記様式第3-2号又は第3-3号によるものとする。
- 7 要綱第8の1の事業計画概要一覧表（2以上の事業を併せ行う場合に限る。）は別記様式第4号によるものとする。
- 8 要綱第8の1の事業計画概要書は、別記様式第5号によるものとする。
- 9 要綱第8の3の実施計画書は、別記様式第6号によるものとする。

第8 審査の基準

要綱第8の2の事業採択申請書等の審査基準は、次に掲げる条件に照らして行うものとする。

- (1) 事業の実施が技術的に可能であること
- (2) 要領別紙2から要領別紙13-2まで及び要領別紙14の第2の3の事業にあっては、実施計画策定等を除き事業の効果が費用を償うものであること
- (3) 水利権、土地その他の各種権利関係が調整され得る見通しがあること
- (4) 関連する土地改良事業その他事業との関係が円滑に調整され得る見通しがあること

第9 事業の採択及び決定

要綱第8の2の農村振興局長が別に定める採択通知書は、別記様式第7号によるものとする。

第10 事業計画の変更の報告

要綱第9の3、5、7及び8の報告は、別記様式第8号によるものとする。

第11 助成

- 1 要綱別記の第2の6の農村振興局長が別に定める事業は、要領別紙3の第2の3の事業及び要領別紙12の事業とする。
- 2 要綱別記の第2の8の農村振興局長が別に定める事業は、要領別紙12の第2の6の事業とする。
- 3 要綱別記の第2の9の農村振興局長が別に定める事業は、要領別紙9の事業とする。

第12 固定価格買取制度との調整

本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良事業団体連合会が電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。

第13 その他

- 1 土地改良法に基づき本事業を行おうとする者は、土地改良事業計画を定めるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、土地改良法第87条の4及び第96条の2（第96条の4において準用する第87条の4第1項、第2項及び第4項に関するものに限る。）に基づき本事業を行おうとする者は、緊急耐震工事計画を定めることとし、当該計画の作成に当たっては、「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について（昭和42年11月6日付け42農地C第375号農地局長通達。以下「農地局長通達」という。）」を準用するものとする。
- 3 土地改良法の手続によらずに本事業（別表1の1の（10）の事業を除く。）を行おうとする者にあっても計画を定めるものとし、当該計画の作成に当たっては、「農地局長通達」を準用するものとする。
- 4 本事業により整備された暗渠排水のうち、市町村又は土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の發揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置付けられているものを地域排水型暗渠排水と称する。
なお、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。
- 5 本事業のうち、土地改良法の手続きによらないものについては、事業実施主体となる者は、あらかじめ費用負担予定者及び施設予定管理者の同意を得るとともに、関係行政

機関その他関係団体の意見を聴くものとする。また、施設予定管理者は施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り、適正に管理運営するものとする。

- 6 本事業により整備された発電施設により固定価格買取制度による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。ただし、都道府県、市町村又は土地改良区等が本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、固定価格買取制度により売電を行う場合にあっては、この限りでない。

附 則

この要領は、平成25年2月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第7の3の規定にかかわらず、平成29年度採択を希望する場合の事業採択申請書等の提出期限は、平成29年10月末日までとする。

附 則

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知。以下「要領」という。）第7の3の規定にかかわらず、平成30年度の採択を希望する場合の事業採択申請書等の提出期限は、平成30年10月末日までとする。
- 3 要領第3の2の（11）の農業用施設等災害管理対策事業の新規採択は、行わないものとする。
- 4 平成30年度当初予算の成立日前に採択された農業用河川工作物等応急対策事業のうち、土地改良施設耐震対策事業及び土地改良施設豪雨対策事業の取扱いについては、農村地

域防災減災事業実施要領の一部改正について（平成30年3月30日付け29農振第1966号農林水産省農村振興局長通知）の施行後も、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知。以下「要領」という。）第7の3の規定にかかわらず、平成31年度の採択を希望する場合の事業採択申請書等の提出期限は、平成31年10月末日までとする。
- 3 要領第3の2の（13）の農業水利施設危機管理対策事業の着手期間は平成31年度から平成32年度までの2年間とする。
- 4 要領別紙3の第5の5及び要領別紙14の第6の1の都道府県ため池対策実施計画の策定は、平成32年度新規採択地区から作成するものとする。

(要領別表1)

事業区分	事業種類	事業内容
1. 用排水施設等整備	(1) 防災ダム整備事業 (2) ため池整備事業 (3) 用排水施設等整備事業 (4) 農地保全整備事業 (5) 地域防災機能増進事業 (6) 農業用河川工作物等応急対策事業 (7) 特定農業用管水路等特別対策事業 (8) 水質保全対策事業 (9) 公害防除特別土地改良事業 (10) 地すべり対策事業	洪水調節用のダムの整備 災害発生のおそれのあるため池の整備等 災害発生のおそれのある用排水施設等の整備 農用地の保全と災害の未然防止を図るために用排水施設や防風施設等の整備 地域の防災機能を増進させるために用排水施設の整備 災害発生のおそれのある農業用河川工作物等の整備 石綿等が使用されている農業用管水路等の変更等 水質保全等を目的とした農業用用排水施設等の整備等 農用地の土壤の汚染を防止するため用排水施設の整備又は農用地の土壤の汚染を除去するため用排水施設の整備 地すべりの防止を図るために用排水施設の整備等
2. 災害管理施設等整備	(1) 農業用施設等災害管理対策事業 (2) 農村防災施設整備事業 (3) 農業水利施設危機管理対策事業	防災安全度の向上を図るために用排水施設の整備 災害発生の危険が高い地域における農村防災施設等の整備 防災・減災、国土強靭化のための3カ年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定に基づく対策として、非常時においても施設機能を維

持するために必要な対策を実施